

## 覚王山音楽家協会 規約

第1条(名称) この協会は、覚王山音楽家協会(以下「当協会」という)と称する。

第2条(事務局所在地) 当協会の事務局は、愛知県名古屋市千種区田代町字四観音道西13-1 四観音住宅307号 に置く。

第3条(目的・活動) 当協会は音楽協会であり、協会員は愛知県をはじめとする国内を拠点として、ライブハウスその他の場所において公演などの表現活動とこれに付随する活動を行うことを目的とする。当協会は文化庁「ARTS for the future!」補助対象事業に参加するために発足し主催イベントは全て文化庁「ARTS for the future!」補助対象事業に申請する。当協会は文化庁の事業期間のみ活動する事とする。

第4条(協会員) 本協会員は、本協会の規約を守り、本協会の活動に積極的に参加する協会員によって構成される。新たな協会員の加入については、代表の推薦に基づき、協会員で構成される全体会議により加入の可否を決する。

第5条(役員) 当協会の運営のために協会員の中から以下の役員を置くものとする。役員は全体会議において出席する協会員の過半数をもって選任する。また、解任も同様とする。

代表: 1名

副代表: 1名

会計: 1名

第6条(役員の責務) 代表は当協会を代表し、円滑な運営にあたり必要な事項及び全体会議にて決定した事項を自己の責任において執行する。副代表は代表を補佐し、代表を欠いた際には次の代表が決定されるまで代表の職務を行う。会計は当団体の経理、監査等の会計事務を行う。

第7条(事業年度) 当協会の事業年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

第8条(運営) 当協会に関する1役員を選任・解任に関する事項、2協会規約の改正等に関する事項、3協会員の加入・除名に関する事項、4その他重要事項については、定期的を開催する協会員による全体会議により決する。全体会議は協会員の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数の同意をもって行う。

第9条(規約改正) この規約は、当協会員の過半数の同意をもって改正することができる。